中学部生徒のきまり

令和7年6月1日 生徒指導部

1 服装について

- (1) 制服について
 - ア 指定の制服を着用する。事情のある場合は、異装願いを提出し許可を得る。
 - イズボン、スカートの丈を長くしたり、短くしたりしない。
 - ウワイシャツ・ブラウスの裾出しはしない。
 - エ ワイシャツ・ブラウスの下に着るシャツ等は無地白系とする。
 - オブレザーは、気候に合わせて着脱してよい。
 - カ 冬期間のセーター等の着用は、白、黒、紺、グレーなど華美ではないものとする。
 - キ 男女ともソックスは白、黒、紺、グレーとし、ワンポイントの模様、マーク、ロゴは可と する。
 - ク 寒い時は、女子の黒ストッキング(黒タイツ)の着用を認める(ソックスは黒)。
 - ケ 男子のベルトは紺・黒系統のものとする。
- (2) 運動着について
 - ア 指定の運動着を着用する。
 - イ 指定のTシャツ(紺色)を着用する。
 - ウ 予備のTシャツとして、マークやロゴが小さいTシャツ(白、黒、紺、グレー)も可とする。
- (3)室内用運動靴について
 - ア 華美な色やデザインのものは避ける。
- (4) その他
 - ア 登下校の服装については、暑さ対策等を考慮し、生徒指導部でその期間を設定する。
 - イ 髪染めや華美な髪飾り、化粧等(ピアスやネックレス含)、マニキュアはしない。
 - ウ 服の着用に対して困難性(体の機能・アレルギー他)がある場合は、担任に申し出る。

2 持ち物について

(1) 学習に必要のない物品を学校に持ち込まない。

(飲食物、プレーヤー及びソフト、ゲーム機及びソフト、カード、雑誌・漫画本等、化粧道具等) ア 担任と協議の上、学習に必要と判断されるものは、持ち込みを認める。

- イ 衣類を含め、持ち物には名前を記入し、自己責任のもとで管理する。
- (2) 刃物 (カッター等) や先の尖った物などの危険物の持ち込みを禁止する。 (但し、はさみに限り、使用しない時は担任に預けることで持ち込みを認める)
- (3) 必要以外のお金を持たない。
- (4) お金や物の貸し借りは、絶対にしない。
- (5) おごったり、おごられたりしない。プレゼントも禁止する。
- (6) 寄宿舎では、寄宿舎のきまりに従うこと。

3 不良行為の禁止について

- (1) 飲酒、喫煙は絶対しない。
- (2) 無免許運転は絶対しない。
- (3) 不純異性交遊は絶対しない。
- (4) パチンコ店への出入り及び遊技、競馬場等での賭け事は絶対しない。
- (5) 有害サイトへのアクセスは絶対しない。

【以上は、法律で定められています】

- (6) ゲームセンターやショッピングセンター等のゲームコーナーは、保護者同伴時のみ認める。
- (7) カラオケ、ボウリング、映画館、スキー、スケートは、終始保護者同伴とする。 【以上は、学校のきまりです】

4 その他

- (1) 友達の家に遊びに行く時は、家に保護者がいる時のみとする。
- (2) 友達の家に外泊したり、友達と一緒に外泊しに行ったりしない。保護者の許可があっても外泊は禁止とする。
- (3) 自転車を使用する場合は常に整備点検を実施し、交通ルールを守る。また、強風や積雪、凍結など道路状況が悪いときは使用しない。使用の際はヘルメットを着用する。

附則

この規定は、令和 2年 2月 4日から施行する。

令和 5年 2月27日一部改正施行

令和 5年 4月 1日一部改正施行

令和 6年 2月 8日一部改正施行

令和 6年 6月 6日一部改正施行

令和 7年 4月 1日一部改正施行

令和 7年 6月 1日一部改正施行